

府 共 第 4 号
雇児発第0111002号
平成20年1月11日

都道府県知事 殿

内閣府男女共同参画局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行等について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第113号。以下「改正法」という。）については、平成20年1月11日から施行されるとともに、改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」という。）に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）については、別途、主務府省庁の連名により通知することとしているところである。

改正法の概要及び施行に当たっての留意事項等は下記のとおりであるので、各地方公共団体において施策を実施する際は、法及び基本方針並びに下記に示す留意事項等に十分留意し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に万全を期されたい。また、都道府県におかれては、管内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係機関及び関係団体にも周知徹底をお願いする。

なお、この通知については、警察庁、法務省及び最高裁判所の下承を得ており、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第1 改正法の概要

1 市町村基本計画の策定

(1) 市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県が定める基本計画を勘案して、当該

市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならないものとされた。（法第2条の3第3項関係）

- (2) 市町村基本計画については、基本方針にその指針となるべきものを定めるものとするとともに、市町村基本計画の策定及び変更時における公表並びに主務大臣による助言その他の援助について規定された。（法第2条の2第2項並びに第2条の3第4項及び第5項関係）

2 配偶者暴力相談支援センターに関する改正

- (1) 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとされた。（法第3条第2項関係）
- (2) 配偶者暴力相談支援センターは、その業務として、被害者の緊急時における安全の確保を行うものとされた。（法第3条第3項第3号関係）

3 保護命令制度の拡充

- (1) 生命等に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令

ア 配偶者からの生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下同じ。）を受けた被害者が配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力）によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときも、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者）に対し、保護命令を発するものとされた。（法第10条第1項関係）

イ アに伴い、管轄裁判所及び保護命令に係る申立書の記載事項に関して、所要の規定の整備が行われた。（法第11条第2項第2号並びに第12条第1項第1号及び第2号関係）

- (2) 電話等を禁止する保護命令

ア 被害者への接近禁止命令の発令要件がある場合において、被害者への接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとされた。（法第10条第2項関係）

(ア) 面会を要求すること。

(イ) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(ウ) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

(エ) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信する

こと。

(オ) 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(カ) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(キ) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(ク) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

イ アに伴い、電話等を禁止する保護命令に係る即時抗告及び命令の取消しに関して、所要の規定の整備が行われた。(法第 16 条及び第 17 条関係)

(3) 被害者の親族等への接近禁止命令

ア 被害者への接近禁止命令の発令要件がある場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居しているその成年に達しない子及び配偶者と同居している者を除く。以下「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、被害者への接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、被害者への接近禁止命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下アにおいて同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとされた。(法第 10 条第 4 項関係)

イ アの申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下イにおいて同じ。）の同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができるものとされた。

(法第 10 条第 5 項関係)

ウ アに伴い、被害者の親族等への接近禁止命令に係る申立書の記載事項、即時抗告及び命令の取消しに関して、所要の規定の整備が行われた。(法第 12 条第 1 項第 4 号、第 16 条及び第 17 条関係)

4 配偶者暴力相談支援センターの長への保護命令の発令等に関する通知

(1) 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る所定の事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとされた。(法第 15 条第 4 項関係)

(2) (1) による通知がされている保護命令について、その効力の停止を命じたとき又は取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を、当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとされた。(法第 16 条第 7 項及び第 17 条第 3 項関係)

5 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日（平成 20 年 1 月 11 日）から施行するものとされた。(附則第 1 条関係)

(2) その他

経過措置その他所要の規定の整備が行われた。

第 2 留意事項等

1 市町村による配偶者暴力相談支援センター業務の実施について

市町村による配偶者暴力相談支援センター業務の実施に係る留意事項については、基本方針のほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」(平成 16 年 12 月 2 日府共第 748 号・雇児発 1202004 号) 第 1 の「4 配偶者暴力相談支援センター」においても示しているので、併せて参照されたい。

2 配偶者暴力相談支援センターに対する保護命令の通知に伴う対応について

保護命令の発令後における被害者の危険に対処する観点から、上記第 1 の 4 のとおり配偶者暴力相談支援センターの長への通知の規定が設けられたものである。配偶者暴力相談支援センターにおいては、基本方針のほか、先に通知した「保護命令の通知に係る留意事項について」(平成 19 年 12 月 14 日府共第 564 号・雇児福発第 1214001 号)を参照され、被害者の安全の確保に努められたい。

3 配偶者暴力相談支援センターが裁判所に提出する書面について

改正法の施行に伴い、配偶者暴力相談支援センターが裁判所に提出する書面の様式を別紙 1 のとおり、また、その記載要領について別紙 2 のとおりとするので、活用されたい。

(別紙省略)